

## 変更届出等のご案内

名取市水道事業所 水道総務係 電話：022-724-7136

○名取市指定給水装置工事事業者指定申請時内容等に変更が生じた場合は、次により手続きを行なってください。

名取市指定給水装置工事事業者規程

(変更等の届出)

第7条 指定工事業者は、次の各号のいずれかに掲げる事項に変更があったときは、又は給水装置工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、次項に定めるところによりその旨を市長に届け出なければならない。

(中略)

2 前項の規定により変更の届出をしようとする者は、変更のあった日から30日以内に施行規則様式第10による届出書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。(中略)

3 第1項により事業の廃止、休止、又は再開の届出をしようとする者は、事業を廃止し、又は休止したときは、当該廃止、又は休止の日から30日以内に、事業を再開したときは、当該再開の日から10日以内に、施行規則様式第11による届出書を市長に提出しなければならない。

(主任技術者の選任等)

第12条 指定工事業者は、第4条第1項の指定を受けた日から2週間以内に、事業所ごとに主任技術者を選任しなければならない。

2 指定工事業者は、その選任した主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から2週間以内に新たに主任技術者を選任しなければならない。

3 指定工事業者は、主任技術者を選任し、又は解任したときは、施行規則様式第3による届出書により、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。(中略)

◆変更内容と届出様式、添付書類については、次のとおりです。

	変更内容	届出様式	下記添付書類番号
1	事業所の名称変更	様式第10	①④⑤ * 法人でない場合は②④
2	事業所の所在変更	様式第10	①④⑤ * 法人でない場合は②④
3	代表者、代表者氏名の変更	様式第10	①③④⑤ * 法人でない場合は②③④
4	法人の役員氏名の変更	様式第10	①③
5	主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた免状の交付番号の変更	様式第10	⑥
6	主任技術者の選任(追加含む)	様式第3	⑥⑦
7	主任技術者の解任	様式第3	
8	事業の廃止・休止・再開	様式第11	④ * 再開の場合は添付不要

◆添付書類一覧

- ①登記事項証明書(現在事項全部証明書) \* コピー不可
- ②住民票の写し \* コピー不可
- ③誓約書 様式第2
- ④指定の際に交付を受けた「名取市指定給水装置工事事業者証」
- ⑤定款の写し(原本の写しに相違ない旨を記載し押印のこと)
- ⑥主任技術者の免状の写し
- ⑦確約書